



平成 28 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 林 英 三  
( コード番号 8 5 1 1 東証第 1 部 )  
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 田 原 徹 也  
( TEL. 0 3 - 3 6 6 6 - 3 1 8 4 )

## 業績連動型株式報酬制度導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、当社取締役（社外取締役を除きます。）および執行役員（以下あわせて「取締役等」といいます。）を対象とする業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）の導入を決議し、平成 28 年 6 月 24 日開催の第 106 回定時株主総会において本制度を導入することを承認する旨の決議（以下「本株主総会」といいます。）がなされましたが、本日開催の取締役会において、本制度の詳細について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の導入に伴い、当社が現在保有する自己株式株 3,172,662 株（平成 28 年 6 月 30 日現在）のうち、640,000 株（267,520,000 円）を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）へ一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

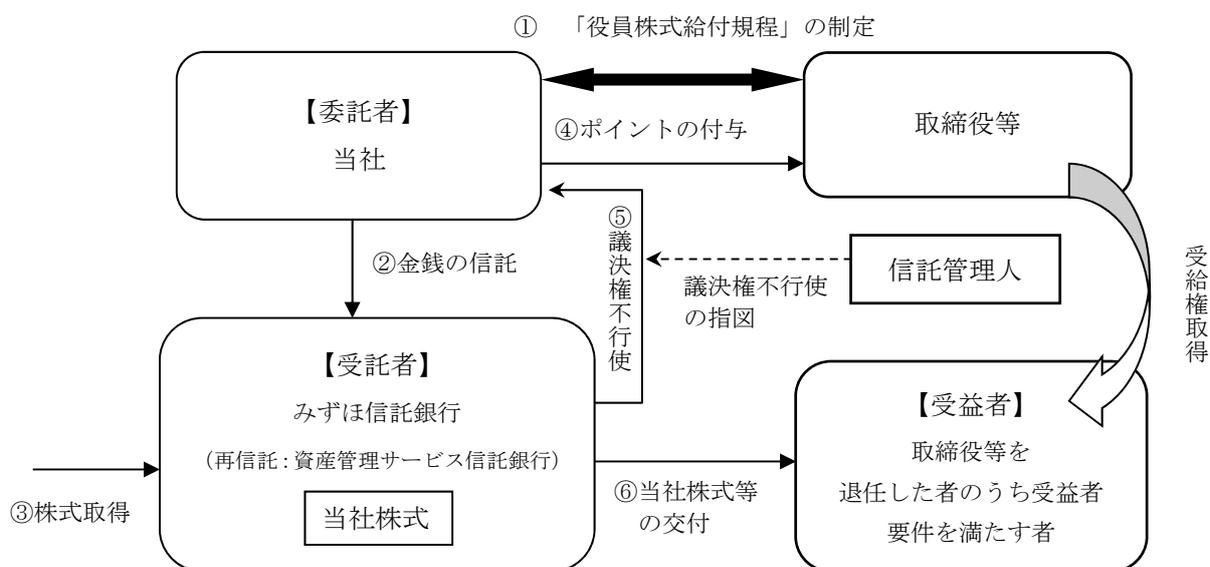
#### 1. 本信託の概要

- (1) 名称：株式給付信託（BBT）
- (2) 委託者：当社
- (3) 受託者：みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社)
- (4) 受益者：取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人：当社と利害関係のない第三者
- (6) 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 本信託契約の締結日：平成 28 年 8 月 15 日（予定）
- (8) 金銭を信託する日：平成 28 年 8 月 15 日（予定）
- (9) 信託の期間：平成 28 年 8 月 15 日（予定）から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

## 2. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類：当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額：267,520,000円
- (3) 取得株式数：640,000株
- (4) 株式の取得方法：当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得
- (5) 株式の取得日：平成28年8月15日（予定）

## 3. 本制度の仕組み（再掲）



- ① 当社は、本株主総会決議で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託に属する当社株式にかかる議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役等を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を交付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、時価換算した金銭を給付します。

以 上